

温泉分析書(温第1679号)

1 申請者

住所:福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地
氏名:常磐湯本温泉株式会社

2 源泉名及び涌出地

常磐湯本温泉 湯本温泉源泉
涌出地:福島県いわき市常磐湯本町台山20番1

3 涌出地における調査及び試験成績

(1)調査及び試験者: 福島県衛生公害研究所 山田光一、片山大造
(2)調査及び試験年月日: 平成12年11月2日
(3)泉温: 59.0°C(気温17.0°C)
(4)涌出量: 4,750リットル/min(動力揚湯)
(5)知覚的試験: 無色透明、無味、強硫化水素臭
(6)pH値: 8.1

4 試験室における試験成績

(1)試験者: 福島県衛生公害研究所 山田光一、鈴木裕司
(2)分析終了年月日: 平成12年11月24日
(3)知覚的試験: 無色透明、無味、弱硫化水素臭(採水5時間後)
(4)密度: 0.9997(20°C/4°C)
(5)pH値: 8.08
(6)蒸発残留物: 1.670g/kg(130°C)

5 試料1kg中の成分、分量及び組成

(1)陽イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mVal)	ミリバル% (mVal%)	(2)陰イオン	ミリグラム (mg)	ミリバル (mVal)	ミリバル% (mVal%)
水素イオン (H ⁺)	0.0	-	-	水酸イオン (OH ⁻)	0.0	-	-
ナトリウムイオン (Na ⁺)	523.0	22.74	86.66	フッ素イオン (F ⁻)	5.3	0.28	1.06
カリウムイオン (K ⁺)	16.2	0.41	1.56	塩素イオン (Cl ⁻)	556.6	15.68	59.37
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.3	0.02	0.08	臭素イオン (Br ⁻)	2.1	0.03	0.11
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	59.8	2.99	11.39	ヨウ素イオン (I ⁻)	0.1	0.00	-
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.0	-	-	水流イオン (HS ⁻)	9.5	0.29	1.10
マンガン(II)イオン (Mn ²⁺)	0.0	-	-	チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)	0.6	0.01	0.04
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	0.0	-	-	硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	390.3	8.13	30.78
リチウムイオン (Li ⁺)	0.4	0.06	0.23	炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	106.9	1.75	6.63
アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)	0.0	-	-	炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	6.0	0.20	0.76
ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	0.8	0.02	0.08	硝酸イオン (NO ₃ ⁻)	0.0	-	-
バリウムイオン (Ba ²⁺)	0.1	0.00	0.00	ヒドロリン酸イオン (HPO ₄ ²⁻)	1.9	0.04	0.15
陽イオン計	600.6	26.24	100	陰イオン計	1,079	26.41	100

(3)遊離成分

非解離成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)	溶存ガス成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
ケタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	45.0	0.58	遊離二酸化炭素(CO ₂)	1.8	0.04
メタホウ酸(HBO ₂)	15.2	0.35	遊離硫化水素(H ₂ S)	0.8	0.02
計	60.2	0.93	計	2.6	0.06

溶存成分(ガス性のものを除く)1.740g/kg 成分総計1.743g/kg

(4)その他の微量成分		亜鉛イオン 0.01mg/kg未満
鉛イオン 0.005mg/kg未満	カドミウムイオン 0.001mg/kg未満	総ヒ素 0.005mg/kg未満
銅イオン 0.01mg/kg未満	総水銀 0.0005mg/kg未満	総クロム 0.02mg/kg未満

6 泉質:含硫黄－ナトリウム－塩化物・硫酸塩温泉(低張性弱アルカリ性高温泉)

(略記泉質名:含S－Na－Cl・SO₄温泉)

(提示用泉質名:硫黄温泉)

7 禁忌症、感応病:

療養泉分類の泉質に基づく、禁忌症、適応病は次のとおりである。

禁忌症	一般的禁忌症(浴用) 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)。	泉質別禁忌病(浴用) 皮膚、粘膜の過敏な人、特に光線過敏症の人。
適応病	一般的適応症(浴用) 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進。	泉質別適応症(浴用) 慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病、やけど、虚弱児童、動脈硬化病。

[浴用上の注意事項]

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。その後は1日当り2回ないしは3回までとする。
- (2) 温泉療養のための必要期間はおおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は中止し、湯あたり症状回復を待つこと。
- (4) 以上の他、入浴には次の諸点について注意すること。
 1. 入浴時間は、入浴温度により異なるが、始めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 2. 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 3. 入浴後は、身体に付着した温泉成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こしやすい人は逆に戦後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)
 4. 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 5. 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
(ア)高度の動脈硬化症 (イ)高血圧症 (ウ)心臓病
 6. 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意する。
 7. 食事の直前・直後の入浴は避けることは望ましい。
 8. 飲酒しての入浴は特に注意する。

この表は、温泉法第13条による提示に必要な参考試料となるものである。